

国と地方公共団体との役割分担及び連携について

国

国は、雇用対策の観点から、セーフティネットとしての離転職者の早期再就職を図るための職業訓練を行い、また、高度・先導的な職業訓練を開発し、普及させるとともに、自ら当該教育訓練を実施する。

地方公共団体

地方公共団体は、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を行う等、地域の実情に応じた職業能力開発を推進する役割を担い、地方公共団体としての産業政策や福祉施策と一体となり、関係機関との連携を図りつつ、雇用の創出や安定に向けた取組を行う。

連携

国と都道府県は密接に連携を図り、職業訓練コースの設定等について必要な調整を行う(都道府県において毎年度「地方職業能力開発実施計画」を策定。)

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター) の運営業務について

平成18年10月16日
厚生労働省 職業能力開発局

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)の概要

設置概要

- 国(独立行政法人雇用・能力開発機構)は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業能力開発促進センターを設置し、公共職業訓練を実施している。
- 雇用のセーフティネットの一環として、主として離職者訓練を実施する施設。

事業概要

離職者訓練

- ハローワークの求職者を対象に、職業に必要な技能及び知識を習得させることによって、再就職を容易にするための職業訓練を実施。
- また、職業能力開発促進センターにおける施設内訓練のほか、求職者の訓練受講ニーズ、企業の様々な人材ニーズに対応するため、専門学校・各種学校等多様な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施。

在職者訓練

在職者を対象に、技術革新や産業構造の変化等に対応するため、職業に必要な技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施。

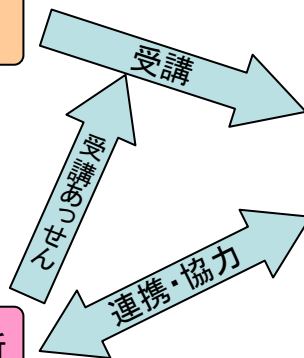
職業能力開発促進センターにおける業務フロー図

離職者訓練

離職者

求職申込

公共職業安定所



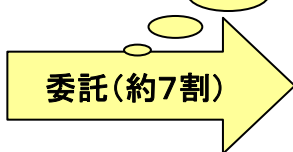
民間では現に行っていない訓練、採算等の要因により民間では、対応が困難な訓練に特化して実施

**職業能力開発促進センター
(施設内訓練の実施)**

離職者を対象に早期再就職に必要な技能・知識を習得できるよう職業訓練を実施

- ・地域の人材ニーズ等に応じた訓練コースの設定
- ・訓練コースの毎年度の見直し
- ・面接指導等の就職支援の実施

民間で実施できるものについては積極的に民間委託

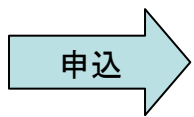


**民間教育訓練機関等
(委託訓練の実施)**

在職者訓練

在職者

事業主



**職業能力開発促進センター
(在職者訓練の実施)**

在職者を対象に仕事を遂行する上で必要な知識及び技能・技術の向上を図るための職業訓練の実施

- ・地域の人材育成ニーズに応じた訓練コースの設定
- ・訓練コースの毎年度の見直し
- ・受講者・事業主への満足度調査の実施

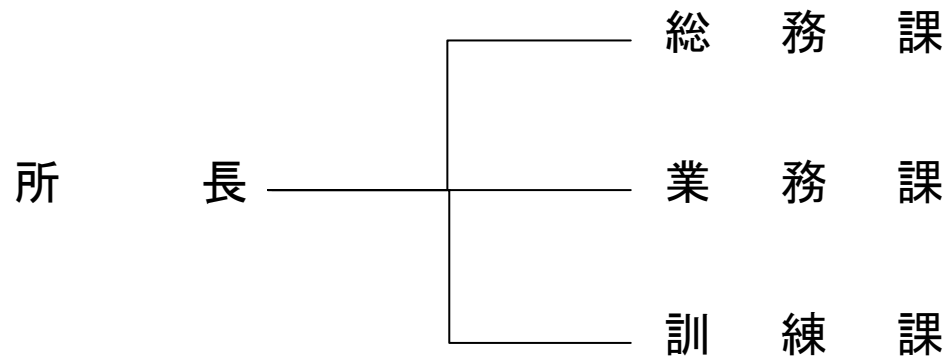
・ものづくり分野を中心に、民間や地方公共団体では実施していない、真に高度なものに限定して実施
 ・民間や地方公共団体で実施可能な訓練は廃止

事業主からの派遣等により受講

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)の組織体系

全国62施設
配置人数:常勤2,387人、非常勤266人(平成18年4月1日現在)

職業能力開発促進センターの標準的な組織



業務量に関する指標の実績

受講者数及び就職率

○離職者訓練(訓練期間:おおむね3か月~6か月)

施設内訓練(職業能力開発促進センター実施分)

受講者数 : 56,315人(平成14年度) → 34,911人(平成17年度)

就職率 : 80.6%(平成17年度)

委託訓練

受講者数 : 64,764人(平成14年度) → 104,721人(平成17年度)

就職率 : 66.0%(平成17年度)

○在職者訓練(職業能力開発促進センター実施分。訓練期間:おおむね2~3日)

受講者数 108,696人(平成14年度) → 95,767人(平成17年度)

受講者満足度 97.0%、事業主満足度 93.9%(平成17年度)

配置人数(平成18年度)

全国62施設

配置人数:常勤2,387人、非常勤266人(平成18年4月1日現在)

官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

職業能力開発促進センターは、ハローワークと連携して失業者の再就職に必要な訓練を全国で実施していることから、雇用のセーフティネットとして必要不可欠であり、その業務を官民競争入札等の対象とすることは、以下の理由から適当ではない。

- 機構が自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では実施していない訓練に限定して実施。(民間で可能な訓練は、機構の業務としては廃止すべきもの。)
 - ・離職者訓練については、民間では現に行っていない訓練、職業訓練機器の整備に多額の経費を要する等の要因により民間では対応が困難な訓練に特化して実施。
 - ・在職者訓練については、自ら労働者に対する職業能力開発を行う上で制約の大きい中小企業を主な対象として、ものづくり分野を中心に民間では実施していない「真に高度なもの」のみ実施。
- 現在の施設内訓練(職業能力開発促進センター)における高い就職率が低下する恐れ。
 - ・施設内訓練(職業能力開発促進センター)80.6%、委託訓練66.0%(平成17年度実績)、民間のノウハウを活用している委託訓練でさえ、施設内訓練より低い就職率
 - ・事業主のニーズを的確に反映した訓練を実施するとともに、キャリア・コンサルティングの提供や訓練実施に伴い得られた企業や業界とのネットワークを活用した就職支援の実施等により高い就職率を実現
- 実施主体が入札の度に変われば、これまで機構が保有してきた職業訓練の技法、ノウハウが継承されないこととなり、公共職業訓練の継続性確保が困難。

現行法令及び関連条項

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)(抄)

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2 国及び都道府県は、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じて必要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。

(国及び都道府県が行う職業訓練等)

第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

四 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

3 国及び都道府県(次条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。(注：高度職業訓練：労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練。)

(公共職業能力開発施設)

普通職業訓練：高度職業訓練以外の職業訓練。)

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)

(能力開発事業)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

二 公共職業能力開発施設(公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。)又は職業能力開発総合大学校(職業能力開発総合大学校を行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。)を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)(抄)

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものを行う職業訓練の援助を行うこと。

2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

特殊法人等整理合理化計画(平成十三年十二月十九日、閣議決定)(抄)

雇用・能力開発機構

(事業について講ずべき措置、組織形態について講ずべき措置)

【職業能力開発(ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等)】

在職者訓練

地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。

時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

職業能力開発大学校

時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。

離職者訓練

民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

職業能力開発総合大学校 の運営業務について

平成18年10月16日
厚生労働省 職業能力開発局

職業能力開発総合大学校の概要

設置概要

職業能力開発総合大学校は、職業能力開発施設等で職業訓練を担当する者の養成、その能力向上のための訓練等を行っており、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営している。

事業概要

主な訓練課程

- ・長期課程：高卒等を対象に職業訓練指導員を養成するための4年間の課程。
(4系7学科、定員：200名(1学年))
- ・研究課程：長期課程修了者等を対象に優れた研究能力を備えた職業訓練指導員を養成する2年間の課程。(機械、電気・情報、建築・造形の3分野、定員：40名(1学年))
- ・研修課程：在職の職業訓練指導員に対して、技術革新等に対応するための専門性の向上、キャリア・コンサルティング能力の付与等の能力向上訓練を実施。

調査・研究事業

効果的な職業訓練の実施に資する訓練技法、訓練コース、教材等の開発やその他職業能力に関する調査・研究を実施。

事業概念図

指導員養成機能

技術リーダー・指導員養成部門

- ・長期課程4年(指導員養成・学士)
- ・研究課程2年(長期課程修了者対象・修士)
- ・研修課程(在職の指導員の資質向上)
- ・国際協力(国費留学生受入れ)

研究・情報発信機能

能力開発研究センター

- ・情報発信(能力開発に係る各種情報提供)
- ・開発研究(指導技法、教材等に関する開発研究)

指導者として活躍

指導者的立場を目指して

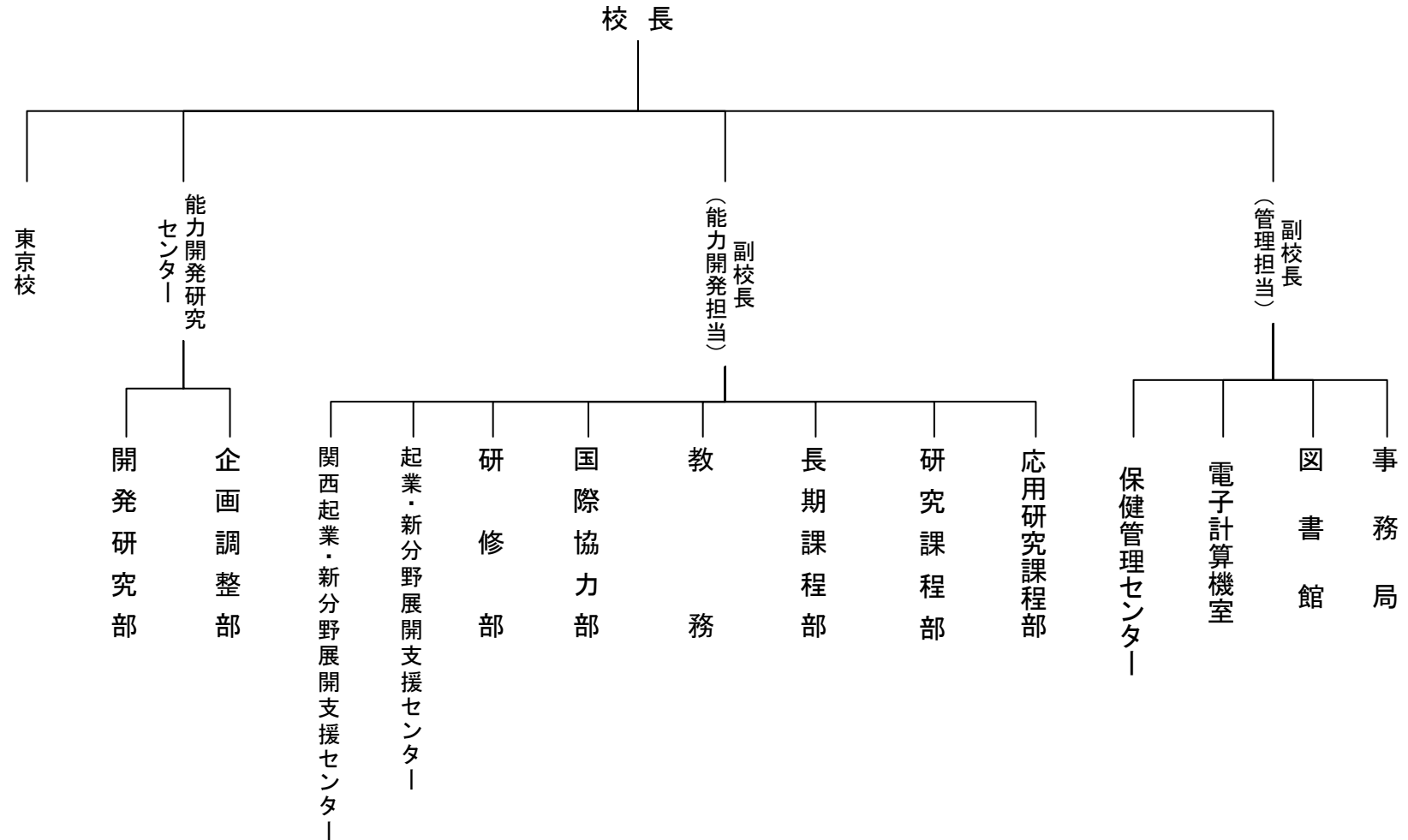
情報発信・提供

課題把握

個人・企業・団体
全国の職業能力開発大学校
全国の職業能力開発施設

職業能力開発総合大学校の組織体系

配置人数:常勤306人(平成18年4月1日現在)



業務量に関する指標の実績

指導員訓練課程の実績について

長期課程

		H16年度	H17年度	定員:200名(1学年) (※平成18年度修了者までは定員220名)
○修了者数	213人	215人	
○就職状況	95.1%	97.0%	

研究課程

		H16年度	H17年度	定員:40名(1学年) (※平成16年度修了者までは定員30名)
○修了者数	29人	28人	
○就職状況	100%	100%	

研修課程

		H16年度	H17年度
○受講者数	1594人	1540人

調査・研究実績について

H16年度

○調査・研究報告

職業能力開発施設における集団によるキャリア・コンサルティングの手法研究 他 計4テーマ

○調査研究資料

日本版デュアルシステムOJT(企業主導型)の普及に向けた調査・研究 他 計6テーマ

H17年度

○調査・研究報告

具体的・実践的職業能力開発ニーズの総括的な調査分析 他 計4テーマ

○調査研究資料

職業能力開発総合大学校における総合的ものづくり人材
教育訓練コースに係る調査研究 他 計5テーマ

○成果物配布先

都道府県立職業能力開発施設等、大学、関係機関等あて約600件

配置人数について

常勤306人(平成18年4月1日現在)

官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

雇用のセーフティーネットの役割を担う公共職業訓練を全国的に一定以上のレベルに維持し、効果的に実施するためには、十分な知識、技能及び技術を有する優秀な職業訓練指導員を配置することが不可欠であるが、職業能力開発総合大学校の業務については以下の理由により官民競争入札等の対象にすることは適当ではない。

○ 職業能力開発総合大学校は、職業訓練指導員の養成及びその能力向上のための研修を実施する我が国唯一の機関であり、このような人材養成機能を有する機関は民間には存在しない。

○ 職業訓練指導員養成は職業能力開発行政の根幹に関わる制度の1つであることから、これまでの職業訓練指導員養成に係る技法、ノウハウを基に、機構が行う公共職業訓練と一体となって機構が直接関与しつつ、これを行わなければ公共職業訓練の実効性を確保できない。

現行法令及び関連条項

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)(抄)

第二十七条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業能力の開発及び向上の促進に資するため、公共職業訓練及び認定職業訓練(以下「準則訓練」という)において訓練を担当する者(以下「職業訓練指導員」という。)になろうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによって、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練(以下「指導員訓練」という)、職業訓練のうち準則訓練の実施の円滑化に資するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究を総合的に行うものとする。

- 2 職業能力開発総合大学校は、前項に規定する業務を行うほか、この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行うことができる。
- 3 国は、職業能力開発総合大学校を設置する。
- 4 職業能力開発総合大学校でないものは、その名称中に職業能力開発大学校という文字を用いてはならない。
- 5 (略)

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)

(能力開発事業)

- 第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。
- 二 公共職業能力開発施設(公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。)又は職業能力開発総合大学校(職業能力開発総合大学校を行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。)を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。
 - 3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)(抄)

(業務の範囲)

- 第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものを行う職業訓練の援助を行うこと。
 - 2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。